

今月のHOTニュース

自転車を取り巻くリスク

交通事故データから自転車事故の実態や原因を見てみると、平成19年の自転車乗用中の交通事故件数は17万1,018件で、平成9年と比べると、10年間で1.2倍になっています。交通事故全体に占める割合も増加傾向にあり、平成19年には20.5%と2割を超えました。また、自転車乗用中による死傷者数は17万1,923人で、交通事故全体の死傷者数に占める割合は16.5%を占め、下図1のように死傷者の4割は24歳以下の若者と子どもで占められています。

図1 自転車乗用中の年齢層別死傷者数の割合(平成19年)

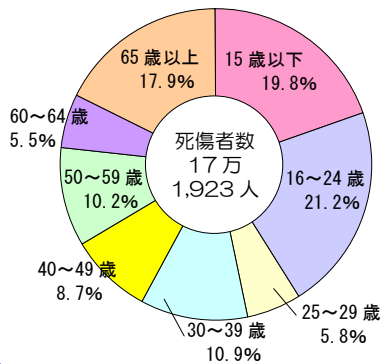


図2 自転車乗用者 相手当事者別事故件数の割合(平成19年)

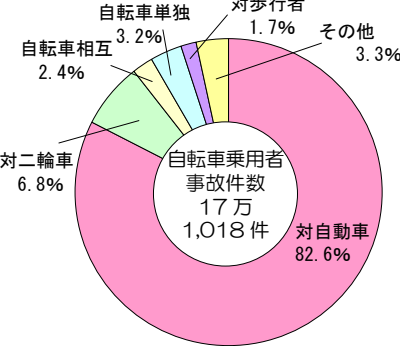
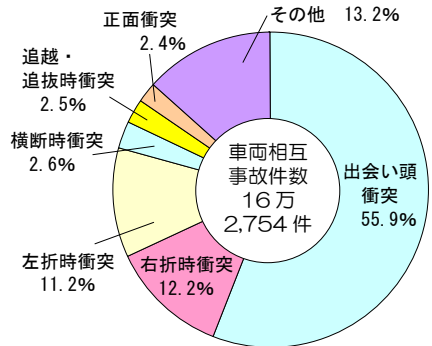


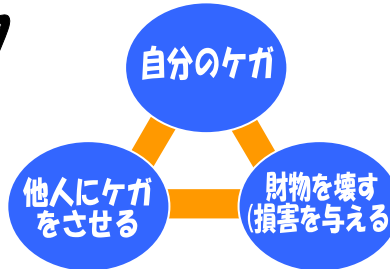
図3 自転車乗用者 事故類型別事故件数の割合(車両相互平成19年)



出典:警察庁データ

◆自転車を取り巻く事故のリスク

自転車は、その気軽さや便利さの裏にさまざまな危険が潜んでいます。自分がケガをするだけでなく、歩行者にケガをさせたり、財物を壊したりするケースもあります。まずは右の3つの事故のリスクをしっかりと認識しましょう。



◆自転車事故で問われる責任

自転車だから大丈夫。事故を起こしたとしても大事にはならない…。そんな軽はずみな気持ちが、死傷者を出す重大な事故につながります。道路交通法上、自転車は車両の一種(軽車両)です。法律違反をして事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任が問われます。また相手にケガを負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生します。

刑事上の責任

相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」となります。

民事上の責任

被害者に対する損害賠償の責任を負います。

道義的な責任

被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任があります。

＜自転車での加害事故例＞ 未成年でも数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。

賠償額(※)	事故の概要
5,000万円	女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の看護師(57歳)の女性と衝突。看護師には重大な障害(手足がしびれて歩行が困難)が残った。(判例:横浜地方裁判所、平成17年11月25日判決)
4,032万円	男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工(62歳)の男性が運転するオートバイと衝突。旋盤工は頭蓋内損傷で13日後に死亡した。(判例:東京地方裁判所、平成17年9月14日判決)
3,138万円	男子高校生が朝、自転車で歩道から交差点に無理に進入し、女性の保険勧誘員(60歳)が運転する自転車と衝突。保険勧誘員は頭蓋骨骨折を負い9日後に死亡した。(判例:さいたま地方裁判所、平成14年2月15日判決)
3,124万円	男子中学生が夜間、無灯火の自転車を走行中、対面歩行の女性(75歳)と衝突。女性には重大な障害(後遺障害2級)が残った。(判例:名古屋地方裁判所、平成14年9月27日判決)
2,581万円	成人男性が夜間、前照灯のないマウンテンバイクで走行中、飼犬を散歩中の短大非常勤講師(71歳)と衝突。短大非常勤講師には重大な障害(後遺障害1級)が残った。(判例:大阪地方裁判所、平成8年10月22日判決)

(※)賠償額は、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。

日本損害保険協会調べ

出典:社団法人 日本損害保険協会HP <http://www.sonpo.or.jp> 「知っていますか?自転車の事故」

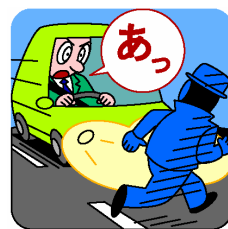
～各種損害保険の詳細は裏面代理店までお問い合わせください～

交通安全のポイント

平成19年の交通統計(交通事故総合分析センター)をみると、昼間の交通事故は611,679件に対して夜間は220,775件と、昼間が夜間の約3倍多くなっています。一方、死亡事故については、昼間が2,800件、夜間が2,787件と、ほぼ同数です。これは夜間の事故が昼間の事故に比べて、死亡事故につながる危険性が約3倍も高いことを示しています。そこで今回は夜間の安全走行について考えてみましょう。

■スピードを抑える

夜間は暗いため危険の発見が遅れがちになります。しかも、夜間は昼間に比べて交通量が少ないことなどから、スピードを出しやすく、それが事故の大きな原因の一つになっています。夜間は意識してスピードを抑えるとともに、車間距離も十分にとって走行しましょう。



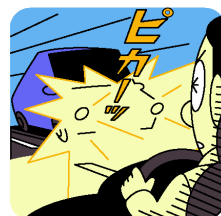
■ヘッドライトの照射範囲内で停止できる速度で走行する

夜間は周囲が暗いため危険の発見が遅れます。しかも、道路照明の少ない暗い道路ではヘッドライトの光が頼りですが、ヘッドライトの照射範囲は下向きで約40メートルです。時速60キロの場合、停止距離は約44メートルといわれていますから、ヘッドライトで歩行者や無灯火の自転車を発見しても間に合わないこととなります。道路標識等で速度が規制されていない道路を下向きのヘッドライトで走行するときには、少なくとも時速50キロ以下の速度で走行しましょう。



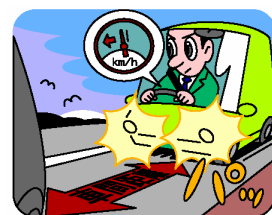
■対向車のヘッドライトに注意

対向車のヘッドライトが直接目に当たると、まぶしさのためにしばらく何も見えなくなります。対向車のライトがまぶしいと感じたときは、視線を左に少しずらしましょう。



■夕暮れ時は周囲が見えにくいので注意

夕暮れ(薄暮)時は周囲が見えにくくなる時です。早めにヘッドライトを点灯して自車を目立たせるとともに、スピードを落とす、車間距離をとるなどして慎重な運転を心がけましょう。



■センターライン付近の歩行者に注意

自転車と対向車とのヘッドライトで、センターライン付近にいる歩行者が見えなくなってしまうことがあります。これはヘッドライトを上向きにしている場合に発生しやすくなりますから、対向車とすれ違うときはヘッドライトは下向きにするとともに、センターライン付近に何か動くものを見かけたときは、歩行者かもしれないと考えてスピードを落とし、前方の状況に十分に注意しましょう。

